

○建築基準法施行条例新旧対照表（建築基準法施行条例等の一部を改正する条例 第二条関係）

新	旧
<p>（仮設建築物等に対する適用除外） 第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第五項及び第六項の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第五項及び第六項の規定により許可した建築物については、適用しない。</p>	<p>（仮設建築物に対する適用除外） 第五十二条 この条例の規定は、法第八十五条第五項及び第六項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。</p>